

○天童市公益通報に関する要綱

令和4年6月1日

告示第127—2号

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、公益通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、市政運営の透明性及び公正性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員並びに同条第3項第3号及び第3号の2に規定する者

イ 市から事務又は事業の委託を受けた者及びその委託業務に従事している者並びに指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者をいう。）及びその管理する公の施設の管理に従事している者

(2) 労働者等 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者のうち、前号の職員等を除いた者をいう。

(3) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実又は市の条例、規則等に違反する事実をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(公益通報相談窓口)

第3条 公益通報に関する事務を処理するため、総務部市長公室に公益通報相談窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

(職員等からの公益通報)

第4条 職員等は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料す

るときは、市長に対して公益通報をすることができる。

- 2 前項の公益通報は、原則として公益通報書（様式第1号）により行うものとし、通報窓口において受け付けるものとする。

（労働者等からの公益通報）

第5条 労働者等は、市が処分、勧告等をする権限を有する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合は、市長に対して公益通報をすることができる。

- 2 前項の公益通報は、法第3条第2号に規定する書面その他の文書、電話、面談等により行うものとし、当該公益通報の通報対象事実に係る事務を所管する課等において受け付けるものとする。

- 3 前項の規定により公益通報を受け付けた課等の長は、速やかに通報窓口へ報告しなければならない。

（通報者の責務）

第6条 公益通報を行う者（以下「通報者」という。）は、第4条又は前条の規定により公益通報をするに当たっては、確実な資料に基づき誠実にを行うよう努めなければならない。

- 2 通報者は、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で公益通報をしてはならない。
- 3 通報者は、公益通報をしようとするときは、実名により行うものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

（公益通報の受付）

第7条 公益通報を受ける者は、通報者の秘密保持に配慮し、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されることを当該通報者に対して説明するものとする。

- 2 通報窓口は、公益通報を受けたとき又は第5条第3項の規定による報告があったときは、受理又は不受理に関する意見を付して速やかに市長へ報告しなければならない。
- 3 市長は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及び理由を公益通報受理・不受理通知書（様式第2号）により、通報者に通

知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(公益通報委員会)

第8条 公益通報を処理するため、公益通報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、副市長、総務部長、総務課長及び市長公室長をもって構成する。

3 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(委員会の所掌事務)

第9条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 通報対象事実に係る調査に関すること。

(2) 通報対象事実に係る是正処置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）に関すること。

(3) 通報者の保護に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公益通報者保護制度の実施に関し必要な事項（会議）

第10条 委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委員会の調査)

第11条 市長は、公益通報を受理したときは、速やかに事実確認のための調査（以下「調査」という。）をすることについて委員会に指示するものとする。

2 委員会は、前項の指示があったときは、速やかに調査を開始しなければならない。

3 委員会は、調査に当たっては、通報者の秘密を保持し、通報者が特定されないよう留意するとともに、利害関係人の秘密、信用、名誉等に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法により遅滞なく行うものとする。

4 委員会は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときはその旨及び是正措

置等に係る意見を、通報対象事実がないと認めるときはその旨を市長に報告しなければならない。

(是正措置等)

第12条 市長は、前条第4項の規定による報告を受けた場合において、通報対象事実があると認めるときは、速やかに是正措置等のための必要な措置を講じなければならない。

(調査結果等の通知)

第13条 市長は、調査の結果及び是正措置等の内容について、公益通報調査結果及び措置通知書(様式第3号)により、通報者に通知するものとする。

(秘密の保持等)

第14条 公益通報の処理に係る業務に携わる者は、公益通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する公益通報事案の処理に関与してはならない。

(公益通報の記録)

第15条 公益通報の処理が終了したときは、通報窓口において公益通報措置票(様式第4号)を作成し、保存するものとする。

(公表)

第16条 市長は、公益通報の件数及び主な内容(通報者に関する情報を除く。)について、毎年度公表するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

公益通報書

年 月 日

天童市長 様

通報者 所属部署 _____ 役職 _____
氏 名 _____

通報の方法	<input type="checkbox"/> 面会 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
希望する 連絡方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	連絡先・アドレス		
通報 内 容	件 名		
	①通報対象者	事業者名	部署
	②通報の内容		
	《いつ》		
	《どこで》		
	《どのような内容》		
	③内容を知った経緯		
	④対象となる法令違反等		
	⑤特記事項		
証拠書類等の用意 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無			
結果等の通知 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			
※匿名での通報の場合は通知できません。			

（受理状況）

受付年月日	年 月 日	受付担当者	所属	氏名
受理の適否	受理・不受理（理由 ）			

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

天童市長

公益通報受理・不受理通知書

年 月 日付けで受けた通報については、年 月 日付けで公益通報として（受理・不受理）としたので、天童市公益通報に関する要綱第7条第3項の規定により通知します。

件 名

（不受理の理由）

様式第3号（第13条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

天童市長

公益通報調査結果及び措置通知書

年 月 日付で受理した公益通報について、天童市公益通報に関する
要綱第13条の規定により、次のとおり通知します。

件 名	
調査の結果	
是正措置及び再発防止策等	

様式第4号（第15条関係）

公益通報措置票

通報番号 _____

通報受付日	年 月 日	受付担当者	所属 氏名
通報者	住所 氏名 連絡先		
件名			
通報の概要			
法令違反			
受理・不受理	受理・不受理（理由 _____）		

調査期間	年 月 日から 年 月 日まで
調査の方法	
調査の結果	
措置の内容	
特記事項	

受理・不受理通知年月日	年 月 日
調査結果及び措置通知年月日	年 月 日